

第 4 章 関係地域の範囲

第4章 関係地域の範囲

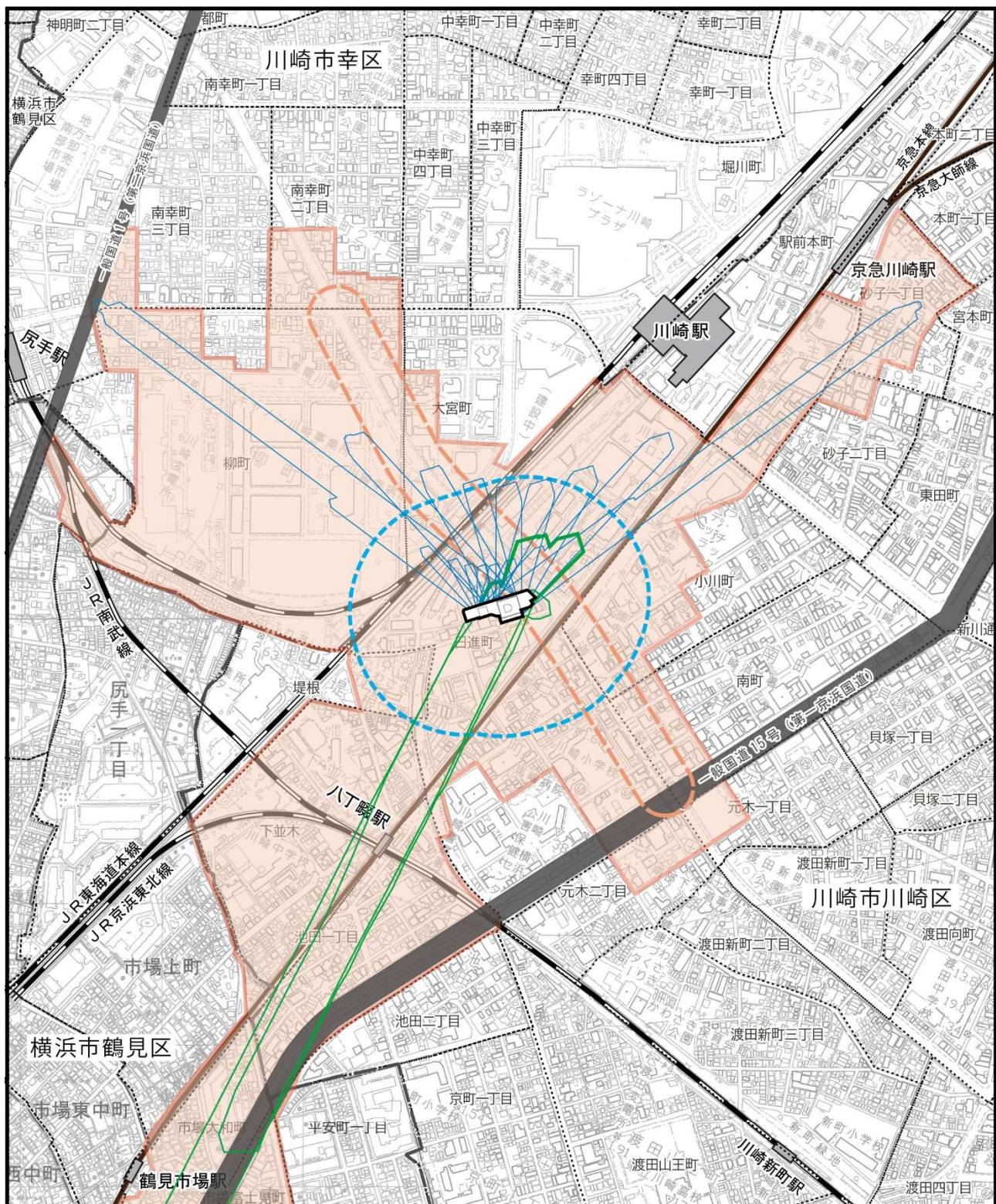
関係地域の範囲は図4-1に、当該地域を管轄する市区の名称及びその町丁名は、表4-1に示すとおりである。

関係地域の範囲については、環境影響評価の結果を踏まえて、本計画の実施によって環境への影響が及ぶ可能性のある、以下に示す範囲を包含する地域とした。

- ・計画地境界から100m程度の範囲
(建設機械の稼働等による騒音、振動等により影響を及ぼす可能性のある計画地境界から100m程度の範囲とする。)
- ・工事用車両走行ルートに沿道から50m程度の範囲
(計画地から幹線道路に至るまでの区間で、道路端から50m程度の範囲)
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲
- ・日照障害が及ぶ範囲

表4-1 関係地域の範囲

市 名	区 名	関係町丁名
川崎市	川崎区	砂子一丁目、砂子二丁目、駅前本町、小川町、南町、日進町、堤根、元木一丁目、元木二丁目、下並木、池田一丁目 上記町丁の全域または一部
	幸区	南幸町二丁目、南幸町三丁目、大宮町、柳町 上記町丁の全域または一部
横浜市	鶴見区	市場上町、平安町一丁目、市場大和町、市場富士見町、菅沢町、鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目、鶴見中央五丁目、本町通一丁目、下野谷町一丁目、生麦四丁目、生麦五丁目 上記町丁の一部



凡 例



計画地



市界



区界



町丁界



J R



京浜急行



駅



主要道路



計画地境界から約100m範囲



テレビ受信障害範囲



日照障害範囲



工事用車両両走行ルート沿道50m範囲



関係地域

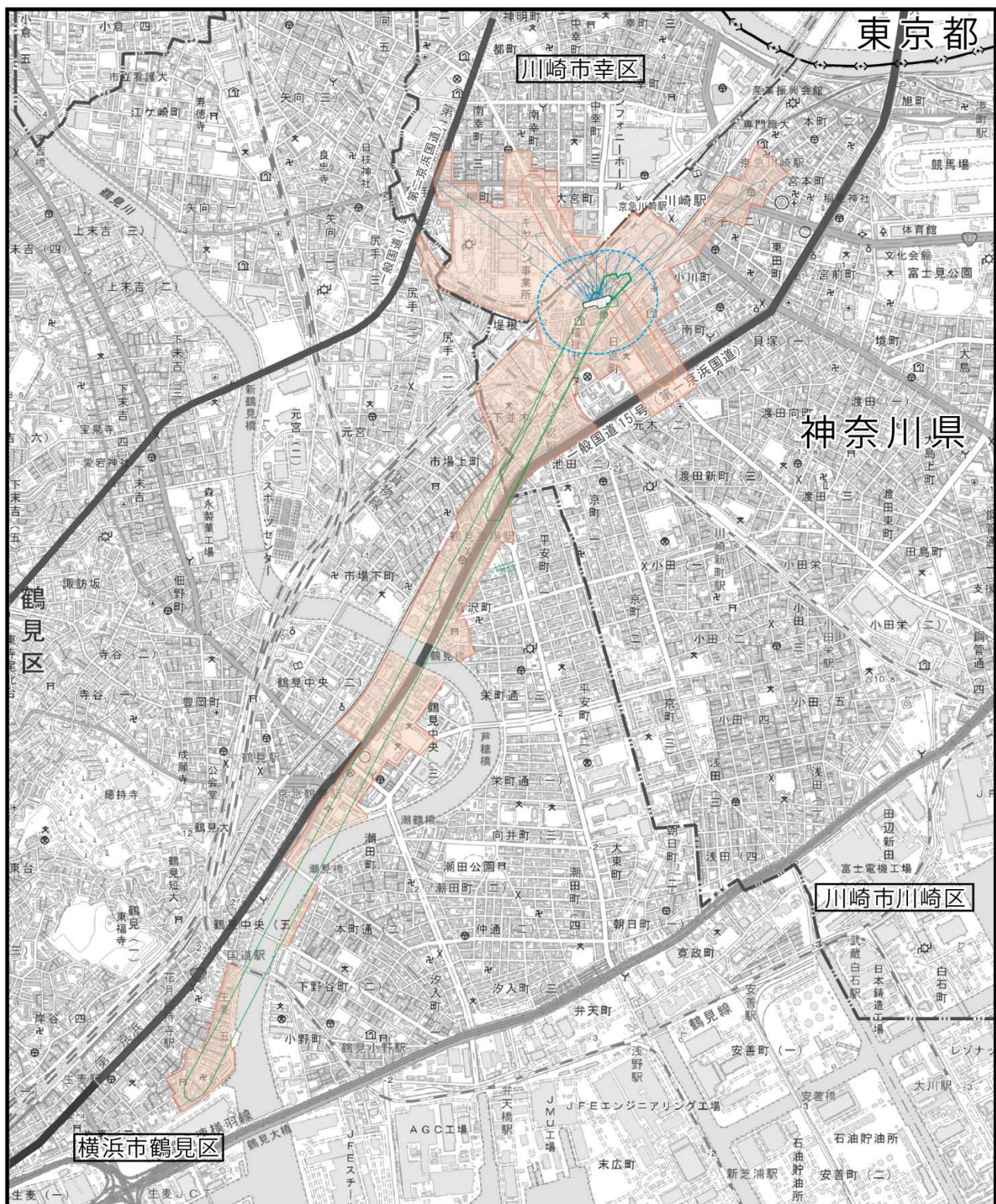


Scale 1:10,000

0 100 200 400m



図 4-1 (1) 関係地域



凡 例

- | | | | |
|--|------|--|-------------------|
| | 計画地 | | 計画地境界から約100m範囲 |
| | 市界 | | テレビ受信障害範囲 |
| | 区界 | | 日照障害範囲 |
| | 町丁界 | | 工事用車両走行ルート沿道50m範囲 |
| | J R | | 関係地域 |
| | 京浜急行 | | |
| | 駅 | | |
| | 主要道路 | | |



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図 4-1 (2) 関係地域

